

最高裁秘書第1613号

令和4年5月31日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（情）答申第8号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（情）諮問第41号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年1月13日（令和3年度（情）諮詢第41号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（情）答申第8号）

件名：大阪高等裁判所における退職準備等説明会の配付資料の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判官を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）」及び「裁判官以外の裁判所職員を対象とした退職準備等説明会における配付資料（最新版）」（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和3年8月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、令和4年度概算要求においても退職準備等説明会に要する経費を要求していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 原判断庁において本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は見つからなかった。

なお、原判断庁では、過去に裁判官を含む裁判所職員を対象とした退職準備等説明会を実施した可能性はあるものの、少なくとも直近の数年間においては同説明会を実施しておらず、また、それ以前の実施状況も不明であり、本件開

示申出に係る文書を作成又は取得したか否か及び作成又は取得後に廃棄したのか否かが判然としないことから、不開示の理由を「存在しない。」としたものである。

2 苦情申出人は、最高裁判所が令和4年度概算要求においても退職準備等説明会に要する経費を要求していることからすれば、本件開示申出文書は存在する旨主張している。

確かに、最高裁判所は、概算要求において退職準備等説明会に要する経費を要求しているものの、同説明会の実施の要否等は、各庁の実情に応じた各庁の判断に委ねられており、同説明会が実施されないこともあるのであるから、最高裁判所が概算要求で前記の経費を要求し、そのとおり予算措置されたとしても、原判断庁において同説明会が必ず実施されるものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認したところ、原判断庁において、少なくとも直近の数年間においては、裁判官を含む裁判所職員を対象とした退職準備等説明会を実施していないこと及び以前に同説明会を実施した可能性はあるものの、その実施状況は不明であることが認められた。上記確認結果を踏まえれば、本件開示申出に係る文書を作成し、又は取得したか否か及び作成又は取得後に廃棄したのか否かが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。

苦情申出人は、最高裁判所が令和4年度概算要求においても退職準備等説明

会に要する経費を要求していることからすれば、本件開示申出文書は存在する旨主張している。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、直近において退職等準備説明会が実施されたことのある裁判所もあった。上記確認結果に加え、同説明会が当該裁判所において退職することとなる職員の退職準備の支援を目的として実施されるものであることを踏まえると、同説明会の実施の要否等は、各庁の実情に応じた各庁の判断に委ねられており、同説明会が実施されないこともあるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいはず、苦情申出人の上記主張を採用することはできない。そのほか、大阪高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、大阪高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、大阪高等裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子